Question

10

娘婿への事業承継

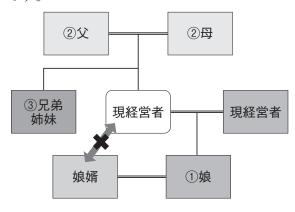
Q. 後継者に娘婿を考えている。その場合の留意点を教えてほしい。

要旨 娘婿は現経営者の実子ではなく他人であるため、事業承継に関して法的・税務その 他において微妙な立場であり、相応の注意・配慮が必要です。

解説

1. 法定相続人

通常、本人(現経営者)の配偶者は常に相続人となり、第1順位の子から順に①配偶者と子、子がいなければ②配偶者と父母、③配偶者と兄弟姉妹、という順序と組み合わせで法定相続人となります。娘婿は現経営者の子(娘)の配偶者ですので、そのままでは法定相続人とはなりませんが、養子縁組により現経営者の子となることが可能です。



2. 相続時精算課税制度

贈与者と受贈者の関係を問わない暦年課税とは違い、相続時精算課税は一定の直系親族間の贈与に認められた特例で、2,500万円までは贈与税ゼロで贈与が可能となります。この「一定の直系親族」には原則、娘婿は対象外ですが、特例事業承継税制の適用を受けることで娘婿への贈与についても対象とすることが可能になりました。

3. 種類株式

相続時精算課税制度等で自社株式を移転するにしても、本来は他人である娘婿という立場への注意が必要です。株主は株主総会での議決権を有することで経営に参加したり、配当を受け取る権利など、株数に応じた権利を有していますが、「権利の内容が異なる株式(種類株式)」を発行することができます。議決権を制限して経営への参加度合いを薄めたり、例えば娘婿の退職などの事象が発生した際にその保有する株式を会社が取得できる権利を設定したりして、自社株式の思わぬ親族外流出を予防する対策も検討しましょう。

4. 民事信託

民事信託では、自分の財産を「誰に」「どのような目的で」「いつ」渡すことを生前に契約し、その財産を管理できる権利を信頼できる相手に移し、将来その契約を確実に実行させていくことができます。例えば娘婿が離婚した際には移転した自社株式が親族外流出してしまう可能性がありますが、この手法で予防することが可能です。







Ι

娘婿への事業承継における留意点 ~法務・税務・その他~

くご提案のポイント>

- ・まずは実子ではない(他人である)娘婿への事業承継における法務・税務等の留意 点をご確認ください。
- ・娘婿への事業承継にあたり、移転した自社株式が親族外流出しないような予防対策 も検討しましょう。

1. 娘婿と相続

民法で定める法定相続人には、常に該当する被相続人(現経営者とする)の配偶者の他に、第1順位(子)・第2順位(親)・第3順位(兄弟姉妹)となっています。しかし娘婿は子の配偶者ですので法定相続人ではなく、養子縁組をすることによって第1順位(子)となることが可能です。

なお、相続ではなく遺言による「遺贈」という手段もありますが、その際は相続税が2 割増となることにご注意ください。

2. 特例事業承継税制の活用

2018年度税制改正により、特例事業承継税制の適用を受ける場合には、娘婿への自社株式の贈与について相続時精算課税制度を適用できるようになりましたので、活用を検討してみましょう。

3. 実の親子でない距離感

現経営者と実の親子でない距離感が有利に働く場合もありますが、暦年贈与等で自社株式を早めに移転していく場合、万一その娘婿が後継者から外れた際に、移転した自社株式が現経営者の親族外に分散されてしまう可能性は否めません。

そのような事象を回避するための手段として種類株式を活用 (議決権制限株式や取得条項付株式に変換した上で移転、など) する、民事信託を活用するなど、慎重に進めるべきでしょう。

4. 実行のための方策

「娘婿」という立場は、法的その他で立場・距離感が実子と微妙に異なりますので、その扱いを法務・税務などの専門家と相談しながら進めましょう。





